

第54回議会運営委員会記録

令和3年1月15日

【開催日】 令和3年1月15日（金）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時～午前11時55分

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	岡 山 明	議員	水 津 治
議員	藤 岡 修 美	議員	宮 本 政 志
議員	山 田 伸 幸		

【執行部出席者】

なし

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	石 田 隆
主査兼庶務調査係長	島 津 克 則	議事係長	中 村 潤之介
議事係書記	原 田 尚 枝		

【付議事項】

- 1 山陽小野田市議会基本条例の検証について
- 2 全国市議会議長会標準会議規則の改正に係る意見聴取について
- 3 広聴特別委員会からの申入れについて
 - (1) 継続審査について
 - (2) 自由討議について
 - (3) 陳情・要望書について
- 4 その他

長谷川知司委員長 皆さんおはようございます。第54回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元にありますように、4件ありますので、1番から順番に行きたいと思います。付議事項1、山陽小野田市議会基本条例の検証について。これにつきましては、昨年から持ち越していた二つの案があったと思います。危機管理についてと検証の見直し時期をいつにするか。たしか、その2つが残っていたと思います。最初に、見直し時期について話をしていきたいと思います。現在、議会基本条例の見直しは2年ごとに行うとなっております。これについて、様々な意見が出ておりますが、改めてここで皆様方の意見をお聞きしたいと思います。何か意見があればお願いします。

山田伸幸議員 大体意見というか、出尽くしたとっていたんですけど、更に煮詰めていこうという趣旨なんですか。

長谷川知司委員長 今言われるとおり、もうちょっと話をして、まとまるものかまとまらないものかを確認しておきたいと思います。今までは2年のままでいいという方もいらっしゃったし、あるいは任期内に行うということでもいいんじゃないか、1回行うということでもいいんじゃないかという方もいたと思います。

宮本政志議員 私は前回、見直す必要がないと言っています。ですから、逆に任期の間というふうに見直しをしましょうという方もいらっしゃったんで、もう一度その辺りの論拠、ここはこういうことで、ここを変えて見直すべきじゃないですかというのをちょっとお聞きしたいです。それを委員長が、前回の件についてまとめていらっしゃれば、委員長からそれを言われてもいいです。

長谷川知司委員長 前回までは、見直しの必要がないと言われる方が一応3名

いらっしゃいました。それと、見直す必要があると言われる方が5名いらっしゃいました。そうした中で、なぜ見直すのかということ、これが一番大事なことだと思いますね。私の認識の中では、2年を4年にしたとしても、生き目の行くやり方としては、どちらも遜色ないと感じておりました。任期当初から2年たってやる、それでまた2年たってやるとしたときに、2回目にしたときに、それを次に移すためには、改選後の次の議会になるわけですね。ところが、1年目と3年目にやるとしたら、その最初の1年目にやったときには新人の議員が、その1年で、果たしてどこまで議会基本条例の見直しを理解していけるだろうかという意見もあったと思います。そういうこともあって、任期2年の場合には、1年目と3年目若しくは2年目と4年目とやるといったように、任期見直しを2年にしたとき、その二つの場合があるが、それについても、1年目と3年目の場合はいいけど、2年目と4年目の場合は、4年目で検証したときには、もう次の期の議会に申し送ることになってしまって、実際見直したのかどうかちょっと分からないと。ところが、4年に1回としたときには、最初に研修をよくすることによって、3年目で見直して、そこで次の1年はその見直しがどうだったのかというのが、改めて議員が実感できるのではないかという意見があったと思います。ちょっと聞き落としがあるかもしれませんが、もし意見が変わっていれば言っていただければと思います。

宮本政志議員 今の説明からすると、例えば基本的にこの条例を度々見直すようなことは、さほどないんじゃないんですかと。だから、任期の間に1回でいいんじゃないんですかというような受け止め方も、何かできなくもないんですけど、そういう意味合いもあるんですか。

長谷川知司委員長 当然、前のときも話しておりますが、この基本条例そのものはよく考えてあると思っています。今までも見直しの検証の中では、そんなに変更はないと、今までもなかったと聞いております。今回もほとんど変更がない状態の中で、今のこの2年と4年というのが一つ問題

になっているだけじゃないかなと思います。

河野朋子委員 この条例の条文のそもそもの目的というか、条例の目的が達成されているかどうかということを検証するということが目的であって、この条例を見直したり改正したりすることが目的というふうには捉えていません。ですから2年ごとに検証する内容は、本当に目的が達成されているかとか議会の機能とか、そういったそのものが条例に則しているかとか、そういったチェックすることを2年に1回と規定しているんだけど、それが2年に1回だったら、不都合とか無理とか、何かそういったものがあるのであれば改正すべきだと思います。しかし、その作業が大変だとか、例えば議会として忙しくなるとか、そういったことが理由であれば、むしろ改正はすべきじゃないと思うので、4年に1回にする必要性を本当に明確にすれば、納得ができるのであればいいんですけど、今の時点では、4年に1回にする明確な、そして説得できる理由がないので、改正する必要がないんじゃないかという意見です。これは、会派としても、やはり2年ということを出しているところなので、4年にすべきという意見の人たちが、こちらをちゃんと説得していただけるような理由があるのであれば、言っていたきたいなと思っています。

岡山明議員 この検証委員会での検証という形と同時に、その改正も今回2期目であるということで、見直しとともに改正もそこで考えると。その検証の中に、今回のように、2年を任期中でするかという改正の形も出てくると。検証という言葉の中に改正も含まれるという状況になれば、2年じゃなくて任期中に1回、例えば2年目であろうと3年目であろうと4年目であろうと、今年のような形になると選挙もあるという状況になるので、それであればやっぱり任期中という表現の下で、任期中の4年に1回のほうがいいのかなど。検証という言葉であれば、今回のような形で、検証とともに条例の見直しが掛かるという状況であれば、4年に1回のほうがいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長　これが今出たということは、やはり今まで2年に1回きちんとされていなかったということがあって、果たして2年に1回すべきなのか、あるいは先ほど岡山議員も言われましたように、任期中に1回すれば十分検証できるという理解か。そこの違いが今出ていると思うんですね。実際今は検証が2年に1回できていないということですね。

河野朋子委員　できていない理由は何なのかということですよ。それが、何が無理で、いや、どうしてもこのスケジュール的に無理があったのか、いやいやそうじゃなくてというところも本当にきちんと検証して、それが、ああなるほどといえば、私も4年のほうがいいなとなるんです。申し訳ないけど、今の時点では、4年にすべき理由がどうしても納得がいきません。できませんでした、だからしますと言うけど、できなかった理由は何なのかをもうちょっと掘り下げないといけないと思います。

高松秀樹委員　会派でも、どうするかを一応話しました。でも、結論的には4年ごと、つまり4年に一遍の検証でいきたいという話になりました。そもそも、この第34条で、これだけ、わーわー言って議論するような内容でもないんですけど、2年するとか4年するとか。ただ、委員長が最初に申されましたように、2年に一遍というのは、私達の任期は4年しかありませんので、1年目と3年目でやるのか、2年目と4年目でやるのかということになると思うんですね、改選を挟みますから。改選というのは議会が新しくなるという意味からすると、1年目の検証はふさわしくない。まだ分からない状況で検証するということが、つまり1年目と3年目というのは、なかなかあり得ないということですね。つまり2年目と4年目の場合は、4年目というのも改選前の状況なので、これもなかなか難しくなってくるということで、任期中の改選後3年をめどに1回検証すればいいんじゃないのかというのが会派の意見です。（発言する者あり）今宮本委員が、不規則発言で、任期前ではなぜ難しいのかという話をされましたけど、結局、例えば改選前にこれを改正するとしたら、次に影響を受けるは改選後の議会なんですよ。その責任問題も

考えて、それよりもちょっと先に改正したほうが良いということなんです。改選後って、継続している議員もいるけど、基本的にはまた新しく始まるという意味合いを考えると、そこで何で我々が、次の人たちのために検証するのか。そうすると、条例改正の可能性が出てくるわけですよ。ここは条例の見直し等なんです、そもそも。第34条は、検証した結果、条例の見直して書いてあるんですよ。条例を見直すためには、検証して、そしてしっかり見直しをしましょうというのが第34条の趣旨のはずなんですよね。そうすると、次の期の人のために、最終年度に変更するのはふさわしくないと。あくまでも、ある程度その改正した人たちが、また見直した人たちが、1年なら1年きちんと運用してやっていきたいと、会派の中では話し合いました。

山田伸幸議員　そもそも何で2年にしていたかというのは、完全なものではないという意識があったと思うんですね、最初に作ったときに。やはり、いろんな意見を取り入れて、それぞれ会派の代表者から集まって作ったのは作ったんですけど、そもそもやはりもっといろんな知恵も集めながらより良いものにしていこうということだったと思うんですよ。現状、作ったのはいいけど、その後やっていなかったという現実があります。本格的に時間を取ってやっているのは今回が初めてのような気がするんですけど、やはり常に、この議会基本条例に立ち返るということで、検証作業はいろんな議員が関わっていくということであれば、何年か置きにやっていく。今、2年と決めているのは、そういった意味合いがあったと思うんですね。これは、たしかに4年でもいいじゃないかという話も聞きましたけれど、やはり、多くの議員が、この議会基本条例の検証にきちんと立ち会うという機会を確保していったほうが良いと思います。1年目はなぜ駄目なのかという、議員になりたてで意味も分からなかったんじゃないかという意見もあるかもしれませんが、やはり1年目でも2年目でも一緒だと思っています。1年目だからこそ言える意見もあるんじゃないかなという思います。あと、その運用については、これまでやってきませんでしたので、その任期中に1回しかやっていませんけれ

ど、これはきちんと条例どおりにやってみたことがないので、そういうふうに行っていくべきだと思います。

伊場勇副委員長 2年ごとに検証しますというその2年ごとというのがすごい曖昧に思えて、いつから数えて2年後なのかとか、そういったところがすごく曖昧で、適切な時期を書いていないということは、それはその期の議会の判断だと思うんです。僕は2年に1回する必要はないと思います。検証なので必要なときは必ずしなきゃいけないと思うんです。この条文に載せるに当たって、4年に1度は必ず行うことは必要かと思いますが、この2年ごとっていう表現が僕は良くないと思うので、改選後1年経過したときに、また3年経過した時点でまたスタートするとか、ちゃんと書いたらまだしも、書いていなくて今までできていないということは、やはりその2年というのがやはりふさわしくなかったから、今の現状があると思います。基本条例の内容が、より浸透するように検証を行うという意味合いからすれば、検証したから浸透するわけじゃなくて、これはやっぱり研修をしっかりとやっていけば、この内容は議会に浸透していくと思うんですよ。ただ、それもできていないということなので、検証しましょうって話なんですけど、その検証より、僕は研修をもっとするべきだと思いますし、2年ごとというところも曖昧で、4年に1回といいますか、任期中に1回以上は検証を行うという形を取ったほうが、また臨機応変に対応できていいのではないかと思います。

宮本政志議員 今回の副委員長の発言の中で、2年ごとという具体的な時期が曖昧ですよということと任期中に1回でいいんじゃないですかというのは、ちょっと整合性が取れないなと思います。それと検証していくということと研修するということは、考えとか議論というのはちょっと別になるんじゃないかなと考えます。それと先ほど高松委員が言われた、例えば今の期の議員で検証して条例を見直して改正した、そして直後に改選があって新しい議会に対してとおっしゃったけど、仮に、これだけの立派な条例があるわけですから、見直してそんなとんでもない改正というの

は、可能性はゼロとは言いませんけど、そんなとんでもない見直しによる改正は、ほぼほぼ可能性が低いと思うんです。仮になったとしたら、新しい議会で、二度手間かもしれませんが、また検証して、見直して改正すればいいことですから、ちょっとその辺りっていうのはまだ理解できないです。以上です。

岡山明議員　ちょっと今、見直しという状況で第34条第3項に、前回も話したんですけど、「一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行います」というのが3項目めにあるんですよ。前回話したときに、任期の最初に研修をとという話が出たけれど、この文章を見ると、そういう条件はないですよ。一般の全ての議員に対して、選挙経た任期開始後速やかにという条例になっているんですけど、そういう意味で、改選後速やかに全員がこの研修を受けないといけないと、基本条例第34条第3項はそういう趣旨であると、新しいメンバーでなくて全員で受ける必要があるということになると、1年目の最初に研修を受けるという状況は、形を整えれば任期中に2回はするような形になるから、条件的には私は合ってくるんじゃないかなと、任期中で一つでよいと。そうすると今回、一つの研修まで言うと、3回しないといけないという条件になりますから、それもちょっと、今の研修という言葉の部分であるから、それで見直しじゃないけどという状況だけど、その辺の研修の部分で、そういう表現でいくと三つじゃないけど、そういう形なんじゃないかなといった意味で、逆にどうかなと思ったんですけどね。

高松秀樹委員　いやいや、宮本議員の意見に対しての反論の意見があったんですけど、途中間が入ったんであれですけど、なんだったっけ。4年目に検証して不具合があったらすぐ次の1年目にやればいけないじゃないかって話をしたんですよ。ちょっともう一遍そこを言ってもらえますか。

宮本政志議員　例えば今の議会で、任期の直前に見直して改正して、それが次の議会に不都合があった場合は、次の議会でまた検証して、見直して改

正すればいいということだから、直前に見直して改正するのがいかなもんかという高松委員の意見には理解ができませんと言いました。

高松秀樹委員　それやったら、合理的には、直前に見直しなんかせずに新しくなってやれば一発で済むという話です。それと山田議員が言われた、ここはなんで2年かというのは、当初はそのとおりにやったと思うんです。それを具体的に議論したかどうか別にしても、52回の会議はしたんですが、やはりある程度先進的にこれを当時作ったんです。一応、自治法との整合性も取ったつもりだったんです。いろんな先進的な条文を盛り込んだんです、当時。しかしながら、何かの不具合とか不都合が起り得る可能性があるということで、2年ごとに検証して、そしてそこでバージョンアップしていこうということだったと思うんです。しかしながら、今もう作って七、八年たっているはずなんですよ。だから、2年ごとじゃなくても、もう4年ごとで検証してもその不具合は解消されておるんじゃないのかということです。

水津治議員　先ほど河野委員が、2年で不都合がある原因は何かということで、これを追求しないと前に進まないっていう話があったんですが、やはり任期において検証、評価をするっていうのが、1年目や2年目にはできないかなと。早くても3年目ぐらいかなと。評価、いわゆる任期中の議員が評価、検証するわけですね。それが、私は、1年目や2年目で評価というのは難しいかなと。やっぱり早くても3年目かなと。そうすると、任期中に1回と。今まで2年ごとできていないのが、評価をする時期が難しかったというのがあるのかなという思いがあります。

河野朋子委員　御意見ですと、評価が難しいからそういったことができなかったって言われるけど、その辺はちょっと、どうなのかなというのもあります。スケジュール的にそうやってきちんと入れるということをやったこなかったのが一番大きいかなと思います。そういった意見もあって、今、条例を作ったときのことを思い出して、今、高松委員が言われたこ

とはもっともだというところもあるんですけど、その当時はやはりこの条例自体がいろいろと不都合とか不具合とかがあるかもしれないので、チェックして見直しをする必要があるというふうにして、この条文を作ったのも思い出したんです。実際今条例ができて、こうやって検証に関わってみて分かったことがあったんですよ。そのときには想像していなかったことが。条例というものは、ある程度きちんとしたものを作って、これができたら議会改革とか議会とか議員の意識がすごく変わるだろうと期待はしていたんですが、残念ながら今こうやって何年かたって条例を検証する委員の中に入ったときに、ちょっと愕然としたことがかなりあって、そのときに作った思いと、本当に今の議員の皆さんに、この条例がどの程度、本当に分かってもらっていたのかなというのをアンケートとかを見る中で、すごくちょっとショックだったっていうのは会議の最初の辺りでも言ったと思います。それを考えたときに、これは改正のための検証とは思っておらず、条文は作ったけれども、むしろ、議会とか議員のための、やはり研修ではなくて検証することによって、それが最終的に研修にもなるのかもしれませんが、そういうことをしない限り、この条例を作って、お飾り的になってしまうのかなあみたいな危惧がありました。どうしてもこれを4年にしなくちゃいけないというような納得できる理由があるのであれば賛成しますが、どうしてもこれを4年にしなくちゃいけないという理由がないので、これわざわざ改正する必要あるのかというところでどうしても立ち戻ってしまいます。むしろ、2年に1回ぐらいしておかないと、議員の意識が、全然この条例を作っても意味なかったじゃないかといったところまでになったので、そこがどうしても4年に賛成できないということで意見を言いました。休憩していただいてもいいですか。

長谷川知司委員長 休憩動議が出ましたのでちょっとここで休憩します。5分ほど休憩しますので、35分から再開します。

午前10時29分 休憩

長谷川知司委員長 では、休憩を解いて委員会を再開します。最初にちょっと私が気付いたことを言いますと、検証の期間です、検証自体の実際の実務の時間。この度も最初にアンケートをして回収して、事務局で整理して検証が始まったわけですけど、最低でも半年は掛かると思います。それはまず御理解ください。これが一つですね。それをちょっと一言言いたかっただけです。半年掛かると思いますが、どうでしょう。これについては、まず皆さんから異論があれば言われてください。アンケートから含めて。

山田伸幸議員 失礼なことになるかもしれませんが、この今期が始まってから、研修も十分行われないうまま検証をやろうということになったと思うんです。正直に言って、過去のいろんな積上げとかを含めて、そういったもの抜きに意見を言われても、どうしようもできない。やはり、まずきちんと検証をしっかりと、その上で、こういうふうに変えるべきだという意見が出るならいいですけど、そういうのを抜きにして先にアンケートで、これはどうかどうかとやられたと思うんです。その辺がどうだったんだろうかと思えます。これを皆さんがどう思われるか。本質的な議論でないところで、後になっての議論ばかりが続いているんですけど、やはり何でこういう基本条例が必要になったか、自分たちが振り返ってどうかということが一番大事なことだと思うので、その辺をしっかりとできれば、この検証は成功だったと思います。なぜかその期間のところで延々と何回も繰り返すというのは、もうそろそろちょっと終わりにすべきではないかなと思います。

長谷川知司委員長 これはまとまらないですね。議長、何かあれば。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)副議長、何かあれば。いいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)これは今日ちょっとまとまらないということで、これは置

いておきます。次に、岡山議員から提案された危機管理についてお話ししたいと思います。岡山議員から出された危機管理です。第2条の2、第2項までありますが、必要性を十分認めるということは前回皆さん理解されたと思います。これをどのように、全てを加えるのかあるいはどのようにするのかを再度確認したいと思います。

高松秀樹委員 岡山議員が持ってこられた案では、第2条の議会の活動原則に2を追加して入れるということでしたけど、前回は発言したと思うんですが、一つ条立てを新しくして、ここに書いてある危機管理というような形で文言を入れたほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 では、条立てを改めるっていうことは、事務的なことですから大丈夫ですが、危機管理を第2条の2じゃなくて第2条にして、それから、次に議会の活動原則が第3条になるわけですか。目的があって危機管理、それから議会というスタンスでいいんですかね。議会があってそれから危機管理ですか。

高松秀樹委員 順番として、目的があって、次に第2章は「議会及び議員の活動原則」になっていますので、まず、議会の活動原則を今の基本条例のまま入れて、その次に入れるのか、それとも議員の活動原則のところの後に入れるのかなんですけど、岡山議員の条文を見ると、頭が「議会は」となっていますので、第3条「議員の活動原則」の前にこれを第3条として、一つ条項をずらして、第4条を「議員の活動原則」にしたらどうかと思います。

長谷川知司委員長 分かりました。現在の第2条と第3条の間に危機管理を入れるということですね。（発言する者あり）危機管理は第3条になります、すいません。それで、今ある第3条が第4条になります。それと、この岡山議員の提案を全て入れるということによろしいですか。前回あったのは、提案文書では下の解説にもありますように、山陽小野田市議

会災害情報連絡会議設置要綱で定めてありますので、第2条の2については別に作業はそんなにはないですが、ただ、その第2項においては、「議会機能を的確に維持しなければならない」とあります。この「的確に維持」というのが、どのようにするのかというのがちょっとまだ詰めて切れていない状態だと思うんです。そこは皆さんどうでしょうか。

宮本政志議員 今の委員長の説明ですと、第2項に記載のある議会は災害時においても的確にとありますが、ここを盛り込むのであれば、もっと詳細部分を条例に付け加えていかなければならないんじゃないんかとおっしゃったんですか。

長谷川知司委員長 条例というか要綱とか何かを作っておかないと、ということですか。

宮本政志議員 それであれば、危機管理、第2条の2と岡山議員が示されているところだけ、今回は追加するというだけでいいと思います。

伊場勇副委員長 宮本議員と同意見で、「議会は災害時においても議会機能を的確にしなければならない。」というところで、どう的確に維持するのかという根拠をきちんと定める必要があって、本市議会はそれを作っていない状況があります。ただ、危機管理については重要な事項だと思いますので、この前段の部分だけは新しく加えるべきだと思います。もう一つ、第2条の2と書いていますけどこれ、他の市議会の条文でもこういう書き方をしているところがあるので、条文の書き方的には第2条の2というのを、今の第2条の(5)の後にに入れて、条項を1個ずらすんじゃなくて、こういうふうに入れても問題ないのかなと思っています。

山田伸幸議員 危機管理については、当時も含めて余りなかったんです、議論が。そういった意味では、「議会は」ということになりますと、今言われたように後になって出てきたことですから、第2条の(6)で対応す

ればいいんじゃないかなと思います。それと議会災害情報連絡会議設置要綱ともちょっとリンクさせていく必要があるかなとも考えております。

長谷川知司委員長 山田議員に確認しますが、副委員長が言われたのは（６）にするというんじゃなくて、新たな条にする。それを第３条というように条をずらすんじゃなくて、第２条の２という一つの条にするわけです。（「（６）にしないということですね」と呼ぶ者あり）第２条の２ということですが、危機管理については大事という認識を皆さんされたので、一つの条にするっていうのは皆さん前回認識されていたと思うんです、（６）じゃなくて。そうだったと思うんですが、私の勘違いでしょうか。ここで話されてもいいですよ。危機管理は皆さん大事だという認識は共通していたと思うんです。だから、私の認識では一つの条とするという理解でいたんです。（「条ということは、第３条」と呼ぶ者あり）第３条とするんじゃなくて、こういう場合は第２条の２という形で、条を全部変えなくて済むようにする場合が多いんですけど、ここをどうするかは、また事務局とも確認します。（６）ではないというのが副委員長の趣旨だったと思います。

高松秀樹委員 岡山議員が持ってきた案を入れるのに異議はないんですけど、今いろいろ話を聞いていると、どこに入れ込むのかということになるので、正副委員長のほうで議会事務局の法制担当とよく協議していただきたいと思います。変なところに入れるわけにはいかないと思うんで。勝手にここがいいとかいうわけにはいかないんで、ちょっとそれを協議してもらって、その結果をまたちょっと知らせてほしいです。というのが、伊場副委員長の意見を聞いたんですけど、この第２条のくくりは議会の活動原則ということなんです。だから非常に原則的なものがずっと書いてあるんですよ。そこに本当にこれが入るのかって考えたんです。ところが第２章の議会及び議員の活動原則という大項目での章立てがあるんで、だったらどこ入れたらいいかなと思ったんです。これはよくちょっと条文を作るときのいろんな決まり事があると思うので、そこは協

議していただいたほうがいいかなと思います。

長谷川知司委員長 いいんですけど、確認として、第2条の2には第2項がありますね。第2項も入れるのかどうかだけちょっと皆さんで確認していただきたいと思います。要するに、的確に維持しなければならないとされていますが、その内容が要綱などでまだ定まっていないから、ここではそれを詰めて入れた…

高松秀樹委員 宮本議員が言われるのは逆なんですよ。まず基本条例に盛り込んで、それを根拠に要綱作成に入るんですよ。だから要綱を先に作るなんてことはないんですよ。それが理由だったらね。

宮本政志議員 要綱を先に作るか後に作るかじゃなくて、要綱を作る前提で第2項を入れるんですかということなんです。要綱に入れる前提は、今回なしにする。だから第2項は入れずに第2条の2第1項のみを入れたらいいんじゃないんですかという意見です。

高松秀樹委員 そこで、論点は第2項が必要かどうかということになるんですよ。要綱を作るか作らないは論点じゃないんですよ。だから、僕はこれがあったほうがいいと思うんで、これを入れて要綱を作成するのが一番いいと思っています。それも含めて、作るときにどうするかは専門家もいらっしゃるので、それは聞いたほうがいいと思います。

宮本政志議員 第2項を入れたときに、要綱はいつぐらいまでに作るべきものなんですか。

長谷川知司委員長 事務局でそれが分かりますか。

石田議会事務局次長 やはり、そういう内容を入れるということであれば、具体的なものを考えて、速やかに作るべきかと思います。どういう体制と

か維持するための方策とかを要綱で定めるべきだと考えます。

宮本政志議員 だから、先ほどの山田議員の意見もちょっと一理あるなと思っているのが、第2項によって要綱を定めていくと、今度は第3条にある議員の活動原則にも関わりますよというところに結び付くと。そうすると、これを入れるか入れないかによっては、さっきの山田議員がおっしゃった第2条の(6)になるのかちょっと順番変えるのかは別にしても、その議論も出てくると思うんですよ。だから、そういったことも踏まえて、高松委員が言うように委員長と副委員長と事務局とですり合わせをしていただいて、今度大まかに出してもらったほうがいいと思います。

長谷川知司委員長 様々な意見が出ておりますが、委員長、副委員長と事務局で一番いいと思う案を出してもらいたいということでありましたので、そこまで任せていただいていいですか。

宮本政志議員 それと、入れるのは賛成です、岡山議員の提案部分は。高松委員もそう言われましたが、ほかの皆さんが今どう考えているかをちょっとお聞きしたいんですが。

長谷川知司委員長 反対意見があれば、お聞きします。

伊場勇副委員長 第2条の2に「(危機管理)」と書いてあるんですけど、もっと具体的に、災害時における議会の対応としての条文が続くような感じにしたらどうかと。危機管理では何かちょっと分かりにくいかなと思っていますんですけど、それについてはどう思いますか。

高松秀樹委員 今ある議会基本条例に沿った形になるように、これも事務局の意見を聞いたらいいいと思います。

長谷川知司委員長 そういうことで、一応委員長と副委員長で預かるというこ

とにします。付議事項1は終わります。次に、付議事項2、全国市議会議長会標準会議規則の改正に係る意見聴取について。資料がありますので、お手元の資料を見てください。皆様方、よければ、委員外議員の方もおっていただきたいと思います。よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）この資料に沿っていきます。まず欠席届です。欠席届は、今までは事故のため、事故というのはアクシデント、そのため出席できないというようになっておりましたが、この度公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のためとなっております。そのようにするというこのようです。

山田伸幸議員 どうしても分からないのが、議員は公務となっているんですね。議員の公務というのは議会に出席して、そこで自分の任務を果たすというのが一番の公務だと思うんですけど、それを欠席するような公務というのはあるのでしょうか。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 今言いますように、様々な公務があります。うちだけじゃなくて、ほかの団体との関係での公務というのはあると思います。ただ、どっちが優先かというのは、そのときのケース・バイ・ケースとなります。事務局から、何かこれについて説明することがあれば、どうぞ。

中村議会事務局議事係長 この資料を事前に委員と委員外議員の皆様にもメールでお送りしたと思います。今日、付議事項に挙げた理由は、この改正を目指しているということで、全国市議会議長会から県の市議会議長会事務局を経由して、まず意見聴取の依頼が来たということです。これに対する意見があるかどうかということを確認していただこうと思って提示しているので、これに基づいて今から本市がもう改正しますというのではなく、もう一個前の段階とっていただきたいというところが前提です。そして、美祢市議会事務局への返信が、実は昨日14日までだったんですけれども、議運が今日あるので、ここで議員の意見を聞いてからでもよろしいですかということで、その了解も得ていますので、それ

も踏まえての話ということでお願いします。

長谷川知司委員長 ちょっと最初先走りました。今の事務局の説明によって、皆さんの議論を進めていきたいと思います。事前に読まれていると思いますが、先ほど山田議員からも疑問がありました。これについて疑問等、あるいはおかしい点があれば言っていただきたいと思います。

高松秀樹委員 現会議規則に「事故のため」とあるんですが、この事故の説明を事務局からお願いします。

中村議会事務局議事係長 以前、別のときに欠席届でお話ししたこともあるかもしれませんが一応、一切の事由が該当すると認識しています。2ページに改正の考え方というところがあるんですけど、その2のところを御覧いただけますか。中段からですけど、事由を一括して「事故」と総称してきたが、法令上の「事故」概念と一般社会における「事故」概念に隔たりがあるので、というところ。これまでは、基本的には一切の事由がそれに該当していたということです。

高松秀樹委員 この欠席事由ですよ。具体的にいろいろ例が出ていると思うんですが、どういったのが事故に当たるかどうか分かりますか。

長谷川知司委員長 事務局で分かりますか。

中村議会事務局議事係長 今までの事故がどういったものに当たるかということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）例えば、議員の方が先に旅行に出ていて、急遽会議が招集になったと。もし出られないのであれば、それも今までの会議規則上の事故に該当します。当然、御自身の体調、それから、親族の体調とか、とにかく全ての事由が当てはまります。後は、それを議長に届け出て議長が認められればいいです。細かい、これがこうだというのはないです。

高松秀樹委員 今、これ議長会で示している分を見ると、公務、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由とありますが、その他やむを得ない事由のことがよく分からないんですが、現段階の事故というのが、読み物を読むと、病気災害、交通途絶、公務出張、旅行、家事都合、その他、議会に出席する意思がありながら出席できない事情がある場合とあるんです。結局、今のものに含まれて、新しいものに含まれてないものがあるのかと思って。

中村議会事務局議事係長 今度は資料の3ページになるんですけども、この改正後の運用等の(6)が恐らく今後の改正後のその他のやむを得ない事由になると思います。ここについては具体的な事由を列記することは困難であるため、どのような事由がやむを得ない事由に該当するかは、各市議会が個別に判断するということになっておりますので、細かい取決めは今のままで、これまでのままになろうかと思っています。

高松秀樹委員 ということは今示されたのは、過去の事故のための欠席事由プラス、育児、介護とか出産補助辺りが具体的に文言として示されたということになるんですか。

中村議会事務局議事係長 そのとおりの解釈でおります。

山田伸幸議員 悲しみ事というのはこの中には含まれないということではないんですかね。それは別立てになるんですか。

中村議会事務局議事係長 今説明した各市議会が個別に判断するその他のやむを得ない事由に該当してくるようになるのではなかろうかと思っています。

山田伸幸議員 職員だったら、例えば何日間の出勤停止というか忌引きですか、議員にはそういうのはなかったと思ってきたんですけど、それはあると

考えていくんでしょうか。

長谷川知司委員長 それは今までどおりでいいと思うんです。ただ、その何日ってというのはその議員がどう判断するかということだと思うんです。参考例としては、執行部の忌引きが一つの例になると思います。

山田伸幸議員 実は私自身もこの間2回ぐらいありまして、そのときは、出席を優先しました。それはそれぞれの考え方かもしれませんが。

長谷川知司委員長 執行部の中にも、本当は父親が亡くなったけど議会があるから出られるという方もいらっしゃいますので、それはもう休まないといけないじゃなくて、休むことは可能だけど自分がどっちを取るかは、その人の判断だと思います。ほかにありますか。1ページはそれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きます。請願書への押印関係。今は押印そのものがあまり必要ではないんじゃないかということがありますので、ここにありますように、請願書のところに今までは押印しなければならないとなっていたものを、押印してもいいけれど署名でもいいということですね。

宮本政志議員 これはコロナの関係ですか。今コロナの関係で、特に省庁とか印鑑による押印をなるべくなくそうという、そういう流れとは全く関係なくですか。

中村議会事務局議事係長 ページ番号が連番じゃなくて申し訳ないんですけど、これは標準市議会会議規則のページの3枚目のところにある1ページかなと思います。デジタル化政策の一環としてうんぬんと書いてありますので、ここから来ているんじゃないかなと思います。

山田伸幸議員 ほかに押印が規定されているものはないんですか。請願以外に。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 今、特に条例等で定めておりますのは、この請願の部分についてのみです。

高松秀樹委員 現状は、請願者は、記名押印はそのままなんです。署名も押印も必要になっているということですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）それを、今後は、署名の場合は捺印が必要なくて、記名つまり印刷であったりゴム印であったりする場合は、押印をする必要があるというふうに改正したいということですよ。だから印鑑が全部なくなるという意味じゃないよね。

中村議会事務局議事係長 高松委員がおっしゃったとおりでよろしいと思います。もう一つ、この同じページの下にあるように、身体的理由により、署名が困難な請願者が自書できず、要件を満たさない事態は、いろいろな部分で反するおそれがあるということで、押印の廃止はしないで、選択肢として記名押印を残すということですので、押印も残しているということだと思います。

山田伸幸議員 その場合の記名というのは、例えばパソコン等で打ち出したものと考えていいんでしょうか。

中村議会事務局議事係長 そのとおりです。

長谷川知司委員長 ゴム印もあるということですよ、先ほどありましたように。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）事務局からはこれだけだったですか。ほかはなかったですか。

中村議会事務局議事係長 今後の日程というのが、この資料の一番後ろにありますとおり、2月に予定されている全国市議会議長会理事会評議員会合同会議でこの意見の了承が得られましたら、全市に発出される予定のようです。その後、本市議会で準じて改正するのかどうかを、また議運

で議論していただくようになるんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 以上でいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）付議事項2番を終え、3番、広聴特別委員会からの申入れについて。（1）継続審査について。今まで話してきましたよね、たしか。委員会とかで次回の会期の議会まで継続審査としますということです。まだこれについては委員会で話していないですね。議会モニターから広聴特別委員会に行って、広聴特別委員会から議会運営委員会に担当が振り分けられた分です。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 今、声が出ましたが、モニターの意見で、まず（1）の継続審査について。（「ペーパーを配付しいね」と呼ぶ者あり）分かりました。では、用意します。

長谷川知司委員長 ちょっとここで5分ほど休憩しましょう。

午前11時9分 休憩

午前11時15分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。ちょっと資料がなかったもので資料の印刷に手間取りまして、お待たせしました。付議事項にありますように、広聴特別委員会からの申入れということは、これは市議会モニターからの意見に対する回答についての協議であります。（1）継続審査について。継続審査につきましては、会期内でまだ日程的に余裕がある。その日においても時間的に余裕があるのに、途中で継続審査ということで打ち切られた場合がありました。これについて、会期内にもっと話すべきではないかというのがモニターからの意見だったと思います。これについて皆様、意見があれば。

高松秀樹委員 そのとおりじゃないんでしょうか。

山田伸幸議員 右側に議会の考えと対応ということで、これはもう回答済みな
んですよね。それを改めてもう1回議論するということですか。

長谷川知司委員長 一つの事例として、私あまり言ったらいけないですけど、
議員側、執行部側とも議題の途中で資料がないと、それについても話す
ための資料がない、あるいは他市からの情報を取るために時間が掛かっ
た場合は、そこで一旦中断なりして、資料を取り寄せる必要がある場合
もあったのかなと思ったんですが、どうなんかなど。そういう場合もあ
ると思うんですね。

山田伸幸議員 本来的に言うと、そういう議論をする前に、議員なり執行部な
りがやっぱりそういうのをきちんとしておくべきなんです。だけど、そ
れをせずに思い出したようにやるっていうのはどうなのかなと思います。

長谷川知司委員長 そこは、山田議員が言われたとおりだと思います。ただ、
お互いパーフェクトではないという状況の中で、こういう状態が生じた
かもしれません。そのとき、思い出す中では、斎場の使用料の金額を協
議するための資料が足りなかったんじゃないかということだと思います。

山田伸幸議員 斎場の使用料についても、考え方だけなんですよ。ゼロがいい
という人もおるし、据置きという人もおるし、上げて構わんという意
見もあった。ただ、結論を出しにくかったので継続審査にただけだっ
たように思うんです。別に資料が必要なことはなかったと思います。

長谷川知司委員長 そうであれば、先ほど高松委員も言われましたように、途
中で継続しないで、結論を出す方向にどんどん協議すべきだという理解
でいいんですか。

山田伸幸議員 若しくは、市民の意見をもっと聞くべきだとかいうので公聴会

ということを入れるということも可能性としてはあるんですよ。そういうのは今までやったことがないです。事前に自分が市民からの意見を聞いてそれを反映させる、あるいは、もっと幅広く市民の意見を聞いてやるということであれば、そこで公聴会を開くという判断をすれば、継続審議として立派な理由にはなると思います。ただ、それは今までやったことはないです。

長谷川知司委員長 モニターさんから見れば、理由も言われなくて継続と言われたことに対して、やっぱり不信感が残っているんじゃないかなと思います。だから継続審議する場合、やっぱりそれなりの理由をきちんと述べて、継続にしますと言われれば、皆さん納得されるんじゃないかなと思いますが、議員だけが理解していても、ちょっと今こういう問題が出てきますので、より丁寧な説明があって、継続というほうがいいかなと思います。そういうことでいいですかね。ほかに何か意見があれば。

河野朋子委員 確かに、傍聴者というか市民のサイドから見たときに、その委員会の運営が何かよく分からないとか、何でこうなったのかというように思われるってことは、やはり委員会運営に問題があるのかなと思ったときに、委員長としての責任はすごく大きいと思います。今言われるように、そういったことに至った経緯についての説明などを、継続審査にするにしてもきちんとその理由を明らかにして、継続にするといったことが、委員会運営上必要なのかなと今改めて思いました。そういうふうに会議が公開され、市民の目にさらされることによって、委員会もそういうふうに変わっていかないといけないのかなとは感じました。

長谷川知司委員長 今一応、河野委員言われましたけど、そういうことでよろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、（２）自由討議について。これにつきましては様々な議論をして、１回議論は終わって、自由討議にしますと言われたのに、また議論をしたのはおかしいんじゃないかということですが、これについて前回の回答の中では、自由討議の在

り方について考えていきますとモニターの方にはしておりますが、その在り方について考えていないので、ちょっとそれを言わないといけないと思います。

宮本政志議員 今委員長がおっしゃった議論をしたんじゃないなくて、質疑がまた自由討議の後にあった。そのことが問題になっていたんですよ。

長谷川知司委員長 御無礼しました。議論ではなくて質疑ですね。質疑を打ち切ったのに、また自由討議後に質疑をしたと。

高松秀樹委員 これは意見が出たときに録画をちょっと見ました。この該当委員会の運びは、質疑中に自由討議に入っています。僕はあのとき、質疑を終結したら質疑に戻れないという話をしたんですが、委員長は質疑を終結していなかったんですよ。していなくて自由討議に入っています。そして質疑にまた戻ったということで、委員会運営上、何も問題なかったと思っています。しかしながら、質疑を終結してしまうと戻れないという認識なので、それで自由討議に入って質疑に戻ることはあり得ない。でも、モニターの意見がちょっとどうだったか覚えてないんですけど、終結していないので問題はなかったと理解しました。

宮本政志議員 私もそのときの録画を見ているんですけど、たしか自由討議に入ったということは、質疑の終結宣言をしたということにみなされるんじゃないんですか。だから自由討議が終わった後にまた質疑が再開されるのはおかしいんじゃないんですかと。そういう議論というかモニターの意見から議論が始まったような記憶なんです。だから先ほどの高松委員がおっしゃったことは分かるんです。ただ、そのときの委員会の委員長が質疑の途中で自由討議に入ったと。そのときに、別段これは質疑の終結ではありませんよ。どうかということまで解釈した上で、質疑の途中で自由討議に入ったかどうかもあやふやだったような気がするんです。だから、自由討議の在り方、ルールづくりをしっかりとしたらどうですか

っていう、たしかそういう議論だったような記憶なんすけど。

高松秀樹委員 今回の発言は結構アバウトなんですけど、みなされたからというのはあり得ないんですよ。質疑はあくまでも委員長が質疑の終結宣言をきちんとすることによって質疑が終わるんです。このときはしていないんですよ、委員長の発言は。終結宣言をしていないんです。自由討議に入ったってことで、質疑を終結とみなすことはあり得ないんですよ。あなたが勝手にみなすのは関係ないんですけど、委員会として質疑は終結していないんですよ。だから委員長は当時質疑に戻ったと。恐らく終結しておけば、もしかしたら再審査か何かの動議によって質疑に戻ることは可能だと思うんですけど、今回の状況については、運営上問題ないと思っています。みなすとかみなさないという話じゃない。

宮本政志議員 なぜ、モニターの意見として、当時議運で議論になったんですか。別に質疑、自由討議、それからまた質疑で問題ないんであれば、わざわざモニターからの意見として取り上げて、議運で議論する必要はなかったんじゃないんですか。何の問題があったのか。

高松秀樹委員 問題はというか何を議論してほしいかというのは、ここにある自由討議の在り方についてです。恐らくこのメンバーで、きっちりどういうふうに自由討議するのか分からないと思うんです。例えば一つの事例として、今回みたいに質疑中に自由討議をする。そして質疑に戻るといのがきちんとオーケーだという認識を図るとか、自由討議のときに執行部を入室させるのかさせないのかとか、そういうことも含めて実は何も決めていないんです。決め事としてないんですよ。なぜかという、委員長の裁量、委員会の裁量で行われるから、そこの道筋を立てたほうがいいんじゃないのか、つまり自由討議の在り方を協議したほうがいいんじゃないのかというのがこの意見なんです。だから、それをここで協議してくれということなんですよ。

長谷川知司委員長 モニターの意見の中では、（２）のところで自由討議には一定のルールが必要なのではないかとあります。だから、これはうちが決めないといけないわけです。それを取るか取らないかは委員長の裁量になりますけど、そのルールを決めておくということですね。今高松委員が言われましたように、執行部を退席させるかどうかということもありますし、途中で終結宣言する必要があるかないか、それもあると思うんです。

高松秀樹委員 委員長が言われるように、委員会を効率的に運営していくのであれば、質疑中に自由討議を行うと。自由討議で新たな疑義が生じてきた場合、執行部に対して再度質疑を行うというようなことをやっていくほうが、効率的で効果的になるのではないのでしょうか。

伊場勇副委員長 でしたら、その際には、もう執行部は退席していただくなくて、そのままその場にいていただいたほうが、内容もしっかり理解しやすいんじゃないでしょうか。僕はいたほうがいいように思うんですけど。

高松秀樹委員 委員会での執行部の出席は、いわゆる執行部の任意で出席されていると思うんですけど、現在は、委員会側が要求をするかどうかという話なので、その案件ごとに委員会ですらどうするかを単純に決めればいいと思います。場合によっては、もしかしたら執行部の出席がないほうが、自由討議が活発化する案件もあるのかもしれないので、そこはその時々で委員会判断ということになるんじゃないのでしょうか。

山田伸幸議員 この自由討議というのは、議会基本条例には運営方法が一切書かれていないんです。だからそれができるとのことだけなんです。ということは、もう委員長がそこで裁量を十分発揮されるということが求められていると解釈すべきだと思うんです。だからこれが終結がどうのこうのってというのは、どこにも書いていないということなんですよね。

長谷川知司委員長 今、高松委員が口頭でこうしたほうがいいんじゃないかと案を言われました。それをちょっと文書に起こして、それをチェックして次回、これでいいかどうかをもう1回確認するということがいいですか。よろしいでしょうか、自由討議については。（発言する者あり）高松委員が言われたことを文章にして、それでいいかどうかをもう1回詰めて、執行部のこととか必要なこととかがあれば加えるし、必要なことがなければそのままいくということです。ちょっと今、口頭で言われたんで、私も再度文章で確認しておきたいと思いますので、次回のときにそれを確認するということがいいですか。

宮本政志議員 ルールの案を委員長と副委員長で次回に提示しようということですね。

長谷川知司委員長 素案として出すと。いいですか、それで。（「はい」と呼ぶ者あり）一応これで終わりますね、2は。3、陳情・要望書について。陳情・要望書については請願と比べて今ルールがありません。様式が整っておれば受け付けるとなっておりますが、それをどのようにするか、どういう扱いにするかということを皆さんでちょっと協議していただきたいと思います。

高松秀樹委員 ちょっと最初に事務局が言われた部分なんですけど、陳情書は、いわゆる陳情書と書かれたもの、要望書と書かれたもの、何とかについての申入れと書かれたものを全て総称して陳情書と呼ぶという理解でよろしいでしょうか。

石田議会事務局次長 そういう解釈でよろしいです。

長谷川知司委員長 これについては、山陽小野田市においては、陳情・要望についてどうするという規定は、必要に応じてやると。その内容が請願に適するものは、請願書の例により処理すると書いてあります。議長がで

す。ただ、これだけしかありませんので、もっとそこをルール化したほうがいいんじゃないかということです。さっきのことは68ページです。

山田伸幸議員 一律にはできないと思っているんです。だから何か全国に向けて送ったのを、ここで処理しようがないというのもありますので、その辺はきちんとしたやっぱりルールが必要で、山陽小野田市議会として受け止めて回答が必要なものだけになるんじゃないかなと思うんです。その辺が今は何もないままどのように振り分けられているんでしょうか。

高松秀樹委員 その部分は、たしか議会基本条例にうたい込んでいると思います。第20条、つまり陳情も市民から出たものについては参考人を呼んで請願と同じように委員会としてやっていきましょうというので、例えば東京から来たような陳情は、同じような取扱いはしていないと思います。もちろん重要な案件については、委員会できちんとやっている場合もありますけど、最低限市民から出たものについてはということをやっています。

河野朋子委員 ここで問題提起されたのは、陳情も請願と同じように、議場で報告して扱ってほしいということで、だから陳情と請願を同等に扱ってほしいっていう申出についての議論ですよ。それをここで本当にそうするのか、いやいや、陳情とはどういうふうなルールで区別するかという、それを作るかどうかというところを今議論しているんですよ。すごく難しいと思うんですよ。この件について市民から出たものを、請願と陳情という名前だけで分けるのか。

長谷川知司委員長 議運か委員会かというのがあります。

河野朋子委員 だから今は、一応市民から来たものは全て参考人として呼んで意見を聞くと条例でそうしているので、それをまたどのように分けていくかとなると、条例上もそうだし、かなり難しいかなと。

長谷川知司委員長　だから、どういう内容の場合に呼ぶのか。誰がどこで決めるか。

高松秀樹委員　請願は議題としてされるのに陳情は議題とならないのでしょうかとありますけど、陳情は本会議場でどういう取扱いをしていますか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長　基本的には委員会で決定して回答等もしておりますが、全議員にお知らせしたほうがいいというようなことは、例えば、本会議場の定例会の初日に所管事務調査報告ということで、委員長が報告されているケースもあります。

高松秀樹委員　いや、最初の段階で、請願は本会議の恐らく始めですよ。陳情は配付にとどめているとか、何かあるじゃないですか。

中村議会事務局議事係長　前回までの議運で一度申したかもしれませんが、請願は文書表でもってお配りします。陳情・要望は配付表でもって定例会初日に議場でお配りしています。その配っているものは、申し合わせ事項にあるとおり、議運で調査委員会を決めたものを配付表に転記して、議場で全議員にお配りしているだけです。なので、議題としては上がっておりません。

長谷川知司委員長　全てを議題にすべきなのか、あるいは、これはちょっと、議題にはそぐわないというものは、誰がどこで判断するかですね、議運ですか、あるいは委員会に行くのか。

宮本政志議員　それはいいんです。全てじゃなくて、書いているじゃないですか。内容が請願に適合するものとは。だから、適合するかどうかの判断をすると書いてあるから、別に陳情を全部というのはちょっと違うと思います。

中村議会事務局議事係長 この適合というのが多分広聴特別委員会のときにも議題になって、前回も、適合が話題になって、解説をちょっと調べたんです。適合というのは、一般的に請願書の形式に倣っているものという解釈でした。だから、様式提出のときに、そのものが倣っているものを適合という解釈をするそうです。市と別に府県とか町村とかも会議規則があるんですけど、そっちのほうは、議長が必要と認めるものは請願書の例により処理するとなっていて、ちょっと表現が違うんですね。市議会の標準会議規則に基づいて本市の会議規則でうたっているのは、今お話ししているように、「請願に適合するものは」となっています。適合というのが、その様式に倣っているかどうかということでは解釈のしようがないということのようです。

藤岡修美議員 ということは、陳情でなくて請願でみんな出せばという話になるんですか。そこに結論が帰結する気がするんですけど。

山田伸幸議員 請願は紹介議員が必要なんです。そのほかは紹介議員は必要ないんです。ただ、なぜ請願がそういう扱いをしているかといったら、憲法に基づいて、国民の請願権の保障ということでそういうふうな扱いになっているだけの違いなんです。

藤岡修美議員 会議規則第145条で、「陳情書の処理」で、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする、そこまで言っているし、何かその辺のハードルが低いような気がするんです。

中村議会事務局議事係長 引っ掛かっていらっしゃるのは、その処理するっていうところに結局皆引っ掛かるんだと思うんです。今、高松委員がおっしゃったように、議場での取扱いの方法。それから、最終的な結果の出し方。陳情・要望として取り扱ったものについては、以前の期の多分議

会運営委員会だったと思うんですけど、結果を陳情者に対して回答するというのを議会運営委員会で議運決定事項として多分出したはずですので、そこまでが現在の本市における陳情・要望の処理だと思います。取扱いを議運で調査委員会を決めて、それを配付表でもって全議員にお知らせして、調査委員会できちんと参考人として呼び出して、議論して、結果を出したものを送りすると。申し合わせ事項には結果を出すというところはないんですけども、そこまでが今、本市の取扱いの処理の仕方だと思います。適合するかどうかは、さっき言った部分があると思うので、はっきりとした扱い方を協議したほうがいいというところから、今、陳情書の処理というのが申し合わせ事項にうたわれて、今のやり方になっているっていうことだと思います。そこを議題としてはっきりするということになれば、そういうところをきちんとうたっていないといけないので、議論がたくさん必要になるんじゃないかということだと思います。

宮本政志議員 今のこの第145条にのっかって、陳情書に対しても採択とか不採択とか趣旨採択とかというところまでも含めて議論していかないといけないってことですか。

中村議会事務局議事係長 恐らくこれも広聴特別委員会が出たんじゃないかと思えますし、前の期のときに一度お話したことがあるかと思うんですけど、そういう取扱いをされている市議会もあります。

高松秀樹委員 今のが今回の肝なんです。しかしながら陳情をずっと見てもらえば分かると思いますが、採択や不採択になじまないものたくさんあるでしょう。だからそれは難しくなるんですよ。そこで第145条のところで、「請願書の例により処理するものとする。」とありますが、これは具体的に実は何も書いていないんです。採択や不採択を出せとも書いていないんです。そこをどういったルールでやるのか。つまり請願書と同じように本当に扱っていくのか、それともやっぱり請願書と陳情

書は違うんだと。つまり、山田議員が言われたように請願書は紹介議員を出して、ハードルを上げてやっているんだというところで、陳情書と違う取扱いをするのかというのをきちんと協議する必要があるということだと思います。その問題と本会議場で報告をするというのは、これまたちょっと違う問題だと思うんです。報告は恐らく法的な報告ではないはずなんで、事実上の報告をできるものはしたほうがいいとか、そういうのを議運の中でしっかりその陳情書の取扱いについても、協議してほしいという意味合いだと思います。

宮本政志議員 うん。ごもっともだと思います。そうすると、モニターからの意見では、陳情は議題とならないのでしょうかと書いていますが、議題とした場合は、今の請願書と同じような取扱いにしないといけなくなるということですか。それは全くそこまではする必要がないということなんですか。

長谷川知司委員長 そこまでは、議題としたとしてもそれをどういうように処理するかは、ケース・バイ・ケースじゃないかなと思いますが。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 議題となりましたら本会議で意思を決定しないといけませんので、採択、不採択等を出すことになると思います。ですから、陳情等を議題として取り扱っている市においても、その陳情の形式とか様式とか、採択や不採択が出るようなものであるとか、そういった条件をきちっと決めた上で、何が陳情に当たるのかを決定した上で、議題にしていると見ております。

山田伸幸議員 議題にするためにそれなりの法的根拠が必要だと思うんです。何かそういうのは何も書いていないと思うんですけど。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 法的根拠はありませんので、各市において、その陳情の様式とか取扱いについて定めていらっしゃる場所があ

ります。

長谷川知司委員長 一応これは次回また継続して話すということでもいいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）ちょっとこれ、今日結論を出すのはちょっと難しいと思います。一応そういうことで、（3）まで終わりました。4、その他。事務局から何かありますか。議員の皆さんから何かありますか。

山田伸幸議員 二つあります。一つは以前から、共産党議員団として申し入れたこともありますし公明党からも出ていると思うんですけど、議運のメンバーに政党枠を是非設けていただきたいということ、それともう1点は、もう随分前から取り組んでいるペーパーレス化について、検証というか、どのように具体的にやるかというのも、そろそろスタートさせていただきたいということです。タブレットかどうか分かりませんが。

岡山明議員 今、山田議員から話がありましたけどこれ、後でどこかで話をされるんじゃないですかね。会派についての見直しとお願いが入っていますけれども。

長谷川知司委員長 一応それは、委員会ではちょっと置いておいてください。
一応今二つ出ましたが、ありませんか。

藤岡修美議員 一昨年ですかね、宇部市議会との合同の学習会で、宇部市がやられていたやり方、見積書まで取られていたんですが、その後どうなったか、事務局で分かりませんか。

島津議会事務局主査兼庶務調査係長 確認はしておりませんが、まだ導入はされていなかったのではないかと思います。

長谷川知司委員長 先ほど山田議員から出た二つについては、ちょっと今日は時間的な形もありますと一応今日は提案ということだけで終わります。
議長、副議長から何かありますか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あ

り)では、一応これで第54回議会運営委員会を終了します。お疲れ様でした。

午前11時55分 散会

令和3年(2021年)1月15日

議会運営委員長 長谷川 知 司